

## 家電リサイクル制度に係る主な論点について（案）

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）は、平成 13 年 4 月 1 日に本格施行されたが、同法附則第 3 条においては、「その施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととされている。これを踏まえ、平成 18 年 6 月には、産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合を開催し、約 1 年半の議論を行い、平成 20 年 2 月には、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（以下「平成 20 年報告書」という。）を取りまとめたところである。

平成 20 年報告書においては、指定引取場所の共有化や再商品化率の引上げ等の見直し内容が盛り込まれる一方、「排出家電のフローや家電不法投棄の状況等を踏まえ、今回の検討から 5 年後を目途に、制度検討を再度行うことが適当である」とされたところであり、これを踏まえて、平成 25 年 5 月に開催した第 21 回の合同会合において、2 度目の制度見直しの議論を開始した。

今回の見直しに当たっては、これまでの合同会合において 3 回にわたって関係者（小売業者、リユース業者、有識者、製造業者、都道府県、市町村、消費者団体）からのヒアリングを行い、意見交換を行ってきた。その際の各委員やヒアリング対象者からの意見を踏まえ、これまで今回の会合の場で議論がなされてきた主な論点は以下の通り。

### 1 リサイクル費用の回収方式

リサイクル費用の回収方式については、現行の排出段階で負担を行う方式（後払い方式）と販売段階で負担を行う方式（前払い方式）のいずれを採用すべきかということについて、これまで議論がなされてきた。

家電リサイクル法制定時においては、既製品への対応が比較的容易であること、製品購入時にリサイクル費用を予測することが困難であること、排出抑制の効果が期待できること等から、現行法における費用回収方式を選択することとなった。ただし、リサイクルしやすい製品の開発、リサイクルに係る費用の低減への努力につながりやすく、消費者にとって受け入れられない費用の設定は不法投棄を引き起こす可能性がある等の課題の指摘もあった。

これに対して、前回の家電リサイクル法の見直しの議論においても、また、今回の見直しにおいても、家電の再商品化をより一層促進させ、不法投棄や不適正回収の未然防止や家電リサイクル法ルートへの排出の促進等の観点から前払い方式を採用すべきとの意見と、現行の後払い方式を維持すべきとの両方の意見があった。

他方、「前払い方式」といっても、リサイクル料金の支払いの時点だけでなく、既に流通

している家電の取扱いや収集運搬料金の取扱い、徴収したリサイクル料金の管理主体をどうするか等によって様々な方式が考え得るところである。

以上の点を踏まえ、考え得る様々な方式のメリット・デメリットや課題を改めて比較検討することが必要であると考えられるが、リサイクル費用の回収方式についてどのように考えるか。

## 2 リサイクル料金の透明化・低減化

リサイクル料金の透明化については、平成 20 年報告書において「メーカーに再商品化等費用の実績とその内訳の定期的な報告・公表を求め、その適正性について透明な議論が行われるような仕組みとすること等により、再商品化等費用にかかる透明性を確保していくことが必要である」とされたことを踏まえ、製造業者等からリサイクルに係る収支を国が定期的に報告徴収し、その結果を取りまとめて合同会合に提出・公表してきた。

リサイクル料金の低減化については、同報告書において、製造業者等は「管理費用を含めリサイクルコストの一層の合理化・削減に努めるとともに、設計及び部品・原材料の選択を工夫することにより、再商品化料金の低減を実現していくことが必要である」とされた。また、主要な製造業者のリサイクル料金については、これまで一定の引き下げが行われてきた<sup>1</sup>。

これに対して、現在公表されている情報には、再商品化を実施した後の資源の売却益が収益として含まれていないといった指摘を含めリサイクル料金を負担している消費者の理解促進等の観点から再商品化等費用をより一層透明化すべきとの指摘や、リサイクル料金を引き下げるべきといった指摘、環境配慮設計がリサイクル料金に反映されていないのではないかと指摘がなされている。

これを踏まえ、リサイクル料金の透明化・低減化についてどのように考えるか。

## 3 不法投棄対策について

廃家電の不法投棄については、前回の見直しの際の議論においても大きな社会的コストを発生させているものとして指摘があり、自治体による不法投棄対策が強化され、製造業者等による不法投棄未然防止事業協力として、市町村に対して助成金の交付等を行ってきた。

近年の廃家電の不法投棄台数は、約 16 万台(平成 23 年度、廃家電の総排出量の約 0.5%)となっており、不法投棄された廃家電の回収や監視パトロール等、自治体に負担がかかっている状況である。また、廃家電に含まれる有害物質が適正に処理されないことによる環境汚染についても問題となっている。

<sup>1</sup> 具体的には、エアコンについては、3,675 円(法施行時)→3,150 円(19 年 4 月～)→2,625 円(20 年 11 月～)→2,100 円(23 年 4 月～)→1,575 円(25 年 4 月～)と引き下げている製造業者がある。また、テレビと冷蔵庫については、平成 20 年 11 月から小区分を設け、小区分については、テレビが 2,835 円→1,785 円、冷蔵庫が 4,830 円→3,780 円に引き下げている製造業者がある。

これを踏まえ、家電リサイクル制度全般の見直しの中で、こうした不法投棄対策についてどう考えるか。

#### 4 不適正処理への対応

廃棄物処理法の許可を持っていない不用品回収業者等が廃家電の収集を行っている事例や小売業者が製造業者等に適切に引き渡していない事例が報告されている。また、家電リサイクル法以外のルートについては、その処理状況について明らかにすべきとの指摘がある。さらに、当該ルートで処理されている廃家電の一部が、国内で有害物質の処理やフロン回収等を行わずに不適正に処理され、環境に悪影響を及ぼしている可能性がある。

これらの不適正処理の実態の更なる透明化や取締りについてどう考えるか。

#### 5 海外での環境汚染を防止するための水際対策

中古品であると偽装した廃家電の輸出や、廃家電が混入した雑品スクラップの輸出<sup>2</sup>が行われている場合がある。その中には国際条約に基づくバーゼル法に定める有害物質等を含んでいるものもあると考えられ、輸出先国において不適正処理が行われ、現地の環境に悪影響を及ぼしている可能性が指摘されている。

これらを防止するための水際対策をどう考えるか。

#### 6 義務外品の回収を進めるための方策

義務外品については、回収体制が存在する市町村がある一方、その具体的な運用については明らかになっていないとの指摘もあり、また、不用品回収業者が増加しているとの指摘がある中で、義務外品の回収を円滑に進めるための方策についてどう考えるか。

#### 7 離島対策

離島においては、合理的な運搬等により、収集運搬料金の低減に努めているものの、運搬する廃家電が比較的少量であることや、海上輸送を伴うこと等のため、収集運搬料金が都市部と比べて高くなっている。このため、平成 20 年報告書において、「離島独自のコスト要因である海上輸送コスト等について、メーカー等が資金面も含めた協力を行うことが必要」とされたことを踏まえ、製造業者等が離島対策事業協力として、離島の市町村に対して助成金の交付等を行ってきた。

これらの状況に対して、離島市町村からは離島対策事業協力の継続や運用上の改善等の要望が出されていることも踏まえ、今後の離島対策についてどう考えるか。

<sup>2</sup> 平成 23 年度は約 360 万台の家電に相当する量と推計される。

## 8 再商品化率について

再商品化率については、平成 20 年報告書を踏まえ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の 3 品目について、それぞれ平成 21 年 4 月より引き上げられた<sup>3</sup>ところである。

リサイクル技術の向上及びリサイクル料金の低減化の状況、さらには資源価格の変動といった状況や、再商品化の質の向上といった観点も踏まえつつ、再商品化率の適正な水準等についてどのように考えるか。

## 9 対象品目について

対象品目については、平成 20 年報告書を踏まえ、平成 21 年度から液晶テレビ及びプラズマテレビ並びに衣類乾燥機が対象品目として追加されたところである。

これに対して、対象品目をさらに追加すべきとの要望がなされているが、本年 4 月から施行されている小型家電リサイクル法との関係に留意しつつ、家電リサイクル法の対象品目についてどう考えるか。

## 10 小売業者の収集運搬に関する負担軽減

小売業者の収集運搬については、負担が大きいとの指摘がなされている。廃家電の適正な取扱いや製造業者等への適切な引渡しの担保を前提として、小売業者の負担軽減についてどう考えるか。

## 11 その他の改善事項

適正な家電のリユースの取組や、消費者、小売業者、製造業者等の関係者に対する家電リサイクル制度の効果的な普及啓発など、その他の論点についてどう考えるか。

<sup>3</sup>エアコンについては 60%から 70%へ、冷蔵庫・冷凍庫については 50%から 60%へ、洗濯機については 50%から 65%へそれぞれ引き上げられている。なお、ブラウン管テレビについては 55%のまま据え置き、平成 21 年度から対象品目に追加された液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機は 50%に設定され、その後変更されていない。